



Title	鉱区所有と資本
Author(s)	吉田, 文和
Citation	北海道大學 經濟學研究, 31(2), 193-212
Issue Date	1981-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31551
Type	departmental bulletin paper
File Information	31(2)_P193-212.pdf



鉱区所有と資本

吉田文和

はじめに

資本主義生産における石炭産業の特質を把握するうえで「鉱区所有と資本」をめぐる問題は、検討を要する重要課題の一つである。なぜなら、石炭資本が生産の対象とする石炭は設定された鉱区から採掘され、その鉱区の位置、豊度が石炭資本の蓄積にとって決定的な役割をはたすからである。

また、「資源と技術」という視点からこれをみるならば、鉱区所有の結果発生する鉱山地代と、資源利用との関係がどのようなものとなるかは問題の一焦点をなしている。すなわち、鉱区所有が地上の土地所有と分離されているかどうかによって、鉱山地代の所属は異なり、鉱区所有が地上の土地所有と分離される場合、鉱山地代が鉱区所有者（資本）によって取得されるのである。

そこで本稿は、①鉱山地代の特質、②鉱区所有と土地所有との分離の二点にしばり検討を加え、石炭資本の資本蓄積に関する研究の基礎作業としたい。そのさい、別稿でつぎなる課題とした、隅谷三喜男『日本石炭産業分析』第二部「生産分析」における「鉱区所有と資本」の批判的検討を行ないつつ、あわせてこの問題についての自説の積極的展開を示すことにしたい。

- 1) 拙稿「隅谷三喜男『日本石炭産業分析』の批判的検討——第二部第一章「生産分析」を中心に——」, 日本科学史学会『科学史研究』投稿中。

I. 鉱山地代の特質

古典派経済学からマルクスにいたるまでの鉱山地代についての学説をふりかえり、整理検討しておこう。

① A. スミスの炭坑地代論

A. スミスは『諸国民の富』第一編第十一章「土地の地代について」において、炭坑地代を考察している。検討すべき論点は以下のとおりである。

a. スミスは「ある炭坑が果していくらかでも地代を生じうるかどうかは、いく分かはその豊度 (fertility) に依存し、またいく分かはその位置に依存する²⁾」とのべ、とくに金属鉱山と比較して炭坑における位置地代の重要性を強調している。

b. 石炭価格の決定様式について、一方において、「もっとも豊かな炭坑が、その近隣における他のすべての炭坑における石炭の価格を規定する³⁾」と、いわば最優良地による規定をのべている。他方で、「地主が全然地代を獲得できず、したがってかれが自分自身でそれを稼働させるか、それともそれを放置してしまうかのいずれかするはかないような炭坑では、石炭の価格は一般にはぼこの (最低——引用者) 価格にちがいないものであるにちがいない⁴⁾」と部分的には、いわば最劣等地による規定を行なっている。この点は、のちに D. リカードウの批判をうけるところとなった。

c. 「ある炭坑はまったく放棄されてしまい、また他の炭坑はすこしも地代を生ぜず、わずかにその所有者によって稼働されるにすぎないものになってしまうのである⁵⁾」とし、地代の消滅による炭坑の放棄について指摘している。

d. 「石炭の価格は木材のそれによって決定されるのであって、石炭がどれほど払底したところで、その価格が木材のそれをこえてひきあげられることはけっしてありえない⁶⁾」とし、代替 (競合) 燃料との関係における石炭価格の決定様式を指摘している。

以上の四点、すなわち、a. 炭坑地代における位置地代の重要性、b. 石炭価格の決定様式における最優良地による規定と、最劣等地による規定、c. 地代の消滅による炭坑の放棄、d. 代替 (競合) 燃料との関係における石炭価格の決定様式、は石炭価格と石炭地代論の基本問題を、スミスがすでに提起していたことを示している。

- 2) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Edited by E. Cannan 6th ed., London, 1950, Vol. I. p. 165, 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富(二)』岩波文庫, 1960年, 48ページ。
- 3) *Ibid.*, p. 167, 邦訳, 52ページ。
- 4) *Ibid.*, p. 168, 邦訳, 53ページ。
- 5) *Ibid.*, p. 167, 邦訳, 53ページ。
- 6) *Ibid.*, p. 172, 邦訳, 63~64ページ。

② D. リカードウの鉱山地代論

D. リカードウは『経済学および課税の原理』第三章「鉱山地代について」において、「なんら地代を支払わないもっともやせた鉱山からの、資本にたいする収益が、他のすべてのより生産的な鉱山の地代を左右するであろう」⁷⁾とのべ、最劣等地による規定を行なっている。さらに、第二十四章「土地代にかんするアダム・スミスの学説」で、さきのスミスの所説を批判して、「石炭の価格を左右するものは、つねにもっとも豊度の小さい炭坑であることが明らかである」⁸⁾とのべている。こうして、リカードウは最劣等地規定説をうち出しているのである。

- 7) *The Works and Correspondence of David Ricardo*, Vol. I. *Principles of Political Economy and Taxation*, Cambridge at the University Press, 1951, p. 85. 堀経夫訳『ディヴィッド・リカードウ全集 第I巻 経済学および課税の原理』雄松堂書店, 1972年, 100ページ。
- 8) *Ibid.*, p. 331. 邦訳, 380ページ。

③ マルクスの鉱山地代論

マルクスは『剰余価値学説史』第十三章「リカードウの地代論(結び)」において、スミスの炭坑地代論に対するリカードウの批判にふれて、スミスの炭坑地代論を基本的に支持している。そこで、鉱山地代は「つねにより優良な種類へと進む」⁹⁾とし、さらに「A. スミスの誤りは、最も豊かな鉱山(または土地)が市場を支配する場合の市場の特殊な組合せを一般的な組合せだと断定していることにある。……市場価格は与えられた事情のもとでは最良の鉱山の生産物によって規制されているのである」¹⁰⁾とのべている。ここでマ

ルクスはリカードウの所説に対して、リカードウが価値と生産価格を混同して最劣等鉱山の生産価格が市場価格を規制するというのは正しくなく、市場価格が最劣等鉱山の生産価格よりも高ければよいのであると批判している。¹¹⁾

つぎに、『資本論』にいたると、「本来の鉱山地代は農業地代とまったく同じように規定されている」¹²⁾とのべ、鉱山地代をとくに農業地代と区別しなくなっている。しかし、それでは鉱山地代を農業地代と区別する特質は存在しないのであろうか。

- 9) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*, *Marx-Engels Werke* Bd. 26, II, Berlin, Dietz Verlag, 1967, S. 336. 『マルクス・エンゲルス全集』第26巻第2分冊, 大月書店, 1970年, 443ページ, 傍点は原著者。
- 10) Ebenda, S. 337, 邦訳445ページ。傍点は原著者。
- 11) Ebenda, S. 338, 邦訳446-447ページ。天沼紳一郎『金の研究』(弘文堂, 1960年, 167ページ)によれば, 最優良地(鉱山)の低い個別生産価格が市場調整的な場合は, ①コストの絶対的低下のもとで優良鉱山が相対的な上鉱を採掘し, 需要をこえる低廉な生産物が市場に供給された場合, ②地代の固定的収取がない条件下で, コストの相対的上昇がおこり, 優良鉱山が超過利潤の一部をすべて生産物をより安く市場に供給する場合である。ただし, 天沼氏はマルクスが「最劣等地(鉱山)の個別生産価格がその市場価格を決定するなどということは『馬鹿気ている』と断定したのは明らかに正しくない」(166ページ)としているのは, ここでのマルクスのリカードウ批判の真意からして当を得たものとはいえないようにおもわれる。
- 12) K. Marx, *Das Kapital* Bd. III, *Marx-Engels Werke* Bd. 25, II, S. 783. 邦訳『資本論』第三巻, 993ページ。

④ 石炭差額地代の特質

a. 位置地代の重要性

さきにみたように, 炭坑地代における位置地代の重要性は, つとにスミスが指摘し,¹³⁾ マルクスも『剰余価値学説史』第十四章「A. スミスの地代論」¹⁴⁾でこれを肯定的に引用している。石炭は重量あたりの価値が金属よりも小さく, したがって運輸費の, 生産費に占める比率が高いため, 位置の差額地代が重要となる。位置の差額地代は, 市場からの距離の差にもとづく運輸費の差異が基本的要因であり, 交通機関の発達によってこの事情は変化していく。¹⁵⁾

b. 差額地代第Ⅰ形態

石炭業は採掘の進行にともなって切羽が深部化し、坑道も延長され、地圧・ガス・温度などの採掘条件は悪化していく。そして、採掘される炭層と鉱石の品位も一般的には低下していく。品位は上昇する場合もあるが、採掘条件の悪化によって、その差額地代部分をうち消す方向に作用する。したがって、石炭業の差額地代第Ⅰ形態の展開は、下降序列が一般的となる。この点で、スミスの炭坑地代論を支持したマルクスが、鉱山地代の展開を「つねにより優良な種類へと進む¹⁶⁾」としたのは『資本論』の水準からみても問題がのこるよう¹⁷⁾におもわれるのである。

c. 差額地代第Ⅱ形態

鉱山業では、労働対象が「消尽」するため、同一場所への継続的投資は、基本的には存在しない。差額地代第Ⅱ形態の定義が「それぞれ生産性のちがう諸資本量が次々に同じ地所に投下される場合¹⁸⁾」であるならば、かかる意味での差額地代第Ⅱ形態は、鉱山地代に存在しない。鉱山地代に差額地代第Ⅱ形態をみとめる見解もあるけれども、鉱山の場合の追加投資は決して「同じ地所¹⁹⁾」への投資ではなく、新たな採掘部面への切羽と坑道などへの追加投資である。

13) A. Smith, *op. cit.*, p. 165. 邦訳 48 ページ。

14) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert, Marx-Engels Werke* Bd. 26, II, S. 362. 邦訳 482 ページ。

15) 位置の地代は、チューネン『孤立国』(J. H. von Thünen, *Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie*, 1826.) がはじめて体系的に研究したところである。最近では大淵素行氏の一連の研究がある。しかしその内容には首肯しがたい点もふくまれている(大淵素行「位置の差額地代・第Ⅰ形態論」新潟大学『経済学年報』第2号, 1977年ほか多数)。

16) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert, Marx-Engels Werke* Bd. 26, II, S. 336. 邦訳 443 ページ。傍点は原著者。

17) 天沼純一郎, 前掲書, 165-166, 302 ページ参照。

18) K. Marx, *Das Kapital* Bd. III, *Marx-Engels Werke* Bd. 25, II, S. 686. 邦訳 868 ページ。

19) たとえば, 正田誠一「鉱山地代」, 『増訂経済学小辞典』岩波書店, 1956年, 1169 ページ。大里仁士「戦後におけるわが国石炭鉱業の市場構造と資本蓄積構造」, 『九

州経済調査協議会研究報告』第114号, 1965年, 27ページ。

⑤ 鉱山地代における絶対地代

絶対地代の存立条件は一般に, ④土地所有の独占, ①資本の有機的構成の低位, である。鉱山地代の問題としては, ④土地所有の独占に関して土地所有から鉱区所有が分離されている場合, これをどうみるかという問題と, ①鉱山業の資本の有機的構成の問題とがある。

④について, 隅谷三喜男氏は「鉱区所有は土地所有によって制約されていないので, 資本は既存の鉱区の外に新鉱区を設定していくことが可能²⁰⁾だから, 絶対地代は成立しないとのべている。だがしかし, 「鉱区独占」が形成された場合, この独占自体が新鉱区設定を制約し, 均等化阻止作用を果すと考えられるのである。²¹⁾

⑤に関して, マルクスはつぎのようにのべている。「この絶対地代は本来の採取産業ではいっそう重要な役割を演ずる。というのは, そこでは不変資本の一要素である原料がまったくなくなっており, また機械やその他の固定資本から成っている部分が非常に大きい諸部門を別とすれば, 最低の資本構成が無条件に支配的²²⁾だからである」。ここでマルクスが「機械やその他の固定資本から成っている部分が非常に大きい諸部門を別とすれば」と「ただし書き」をつけている問題を検討すれば, 石炭産業の初期の段階では, 固定資本への投資はわずかであったが, 深部への採炭がすすむにつれて固定資本の比率は高くなる。したがって, 石炭産業はその発展とともに, 採掘条件の悪化という理由によって, その資本の有機的構成を高度化させる。これは絶対地代成立条件⑤を消滅させる方向に作用する²³⁾。しかし, 他方において, 劣悪鉱区における中小炭坑の存在は石炭産業全体として, 資本の有機的構成の高度化に反対する要因ともなっている。

20) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店, 1968年, 426ページ。

21) 堀江正規「炭鉱合理化と労働者階級の立場(中)」, 『経済』第5号, 1963年, 38ページ。のちに『堀江正規著作集』第四巻 大月書店, 1977年, 所収。

22) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III. *Marx-Engels Werke*, Bd. 25, II, S. 780. 邦訳

990 ページ。

- 23) 仙田久仁男「マルクス絶対地代論の展開方法」, (島根大学『経済科学論集』創刊号, 1975 年, 64 ページ, のちに『地代理論の諸問題』法律文化社, 1981 年, 所収) は, 農業資本について, 「農業資本の低位構成は単なる一つの歴史的現象であって, それは資本制生産のなかでも消滅の可能性はいくらでもある」とのべ, 絶対地代の消滅の問題を提起している。

⑥ 石炭価格の特質

具体的にさきの鉱山地代論の視点から石炭価格を分析するとき, なお検討すべき問題がある。そのうち炭種別, カロリー別炭価体系は, 鉱区独占にもとづいて形成される側面があるので「差額地代」²⁴⁾, あるいは「本来的独占価格にもとづく地代」²⁵⁾, 「独占地代」²⁶⁾とする見解が行なわれている。マルクスのいう「独占地代」の理解をめぐることは, 種々の見解が存在している。しかし「独占地代」は「絶対地代」をこえての価値以上の場合であり, 独占価格の成立による他部門からの価値の移転によってなりたつものである。したがって, 地代論としてよりも現実の市場価格の運動を研究する競争論の課題である。²⁷⁾ 現実の炭種別, カロリー別炭価体系は, 流通独占の機構によって支えられており, この点を強調するために, 「地代」とは区別される「独占的超過利潤」²⁸⁾と規定されるべきものである。

また, 「鉱害賠償費」を地代とみなす見解もある。²⁹⁾ だが, 鉱害は石炭資本による「充填」の節約, すなわち「不変資本充用上の節約」によって超過利潤を追求するために発生する以上, 「鉱害賠償費」はその超過利潤からの控除とみなすべきものである。しかも鉱害が恒常化するなかで, この「鉱害賠償費」を石炭価格に価格転嫁できるようになれば, 資本にとって負担ではなくなってくるのである。このように, 「鉱害賠償費」は, 地代範疇とは異なるものである。³⁰⁾

24) 正田誠一「中小炭鉱問題の本質」, 九州大学経済学部三十周年記念『経済学論集』1955 年, 710 ページ。

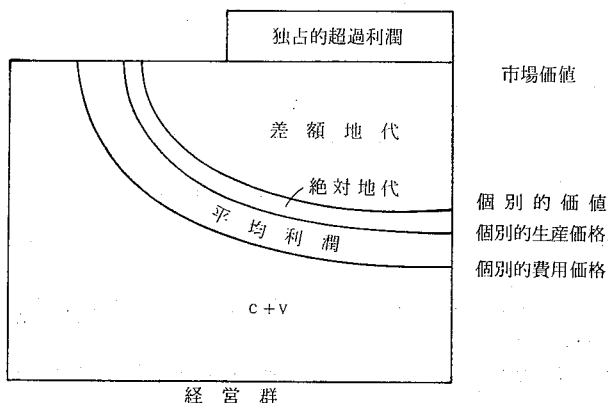
25) 吉村朔夫「石炭独占価格論」, 九州大学『産業労働研究所報士周年記念特集』1964 年, 309 ページ。

- 26) 隅谷三喜男, 前掲書, 425 ページ。
 27) 小川浩八郎『経済学と地代理論』青木書店, 1979 年, 178 ページ参照。
 28) 矢田俊文『戦後日本の石炭産業』新評論, 1975 年, 16 ページ参照。
 29) 吉村朔夫, 前掲論文, 281 ページ。正田誠一「鉱山地代」, 『増訂経済学小辞典』1956 年, 1170 ページ。
 30) 鉱山地代に関連して, 「鉱山評価」と「減耗資産」問題は重要である。しかし, ここではたちらない。吉村朔夫『イギリス炭鉱労働史の研究』ミネルヴァ書房, 1974 年, 第 6 章第 3 節および天沼紳一郎, 前掲書, 参照のこと。

⑦ 小括——「炭坑(石炭)地代」と「石炭資源の収奪と放棄」

これまでの検討の結果, 炭坑(石炭)地代の区分を試みれば, 図のようになる。図は吉村朔夫「石炭独占価格論」(九州大学『産業労働研究所報十周年記念特集』1964 年) 第 2 表を基礎とし, 矢田俊文『戦後日本の石炭産業』(新評論, 1975 年) 第 1—1 図を参照した。吉村氏は「独占的超過利潤」を設定しておらず, 矢田氏は費用価格と別に「特別超過利潤」を設定し, 絶対地代と差額地代との順序が逆になっている。

筆者は農業を例にとりて, 地代取得と資源の収奪, 放棄について, 別の機会に考察した。³¹⁾それによれば, 差額地代第Ⅰ形態は, 位置地代の追求による収奪の利用と, 表面耕作による粗放経営とをまねき, 差額地代第Ⅱ形態は, 最劣等地の脱落による放棄の利用をひきおこす。絶対地代は最劣等地にそれ



が生まれるだけの高さに規制的市场価格が上がるまでは最劣等地が耕作されることがないという放棄的利用を生みだす。以上の内容を、鉱業に則してみれば、差額地代第Ⅰ形態を追求するための収奪的利用と粗放的利用、絶対地代が入手しえない場合の最劣等地の放棄的利用という問題となる。また、規制的市场価格の水準は、景気循環、代替競合燃料との関係、輸送費、などによってその変動が規定されることになる。

31) 拙著『環境と技術の経済学』青木書店、1980年、182—183ページ。

Ⅱ. 鉱区所有と土地所有との分離 ——「鉱業条例」を中心に——

① 鉱区所有と土地所有との分離の意義

はじめにのべたように、鉱区所有と土地所有とが分離されている場合、鉱区所有者は土地所有に妨害されることなく鉱業活動を行ない、しかも鉱山地代を鉱区所有者が取得することができる。歴史的にみると、資本主義が典型的に発達したといわれるイギリスにおいては、土地所有の力が強く、土地所有が地中にまでおよび、鉱区所有が土地所有のなかに包含されていた。これに対しフランスをはじめとして、プロイセン、スペインなどのヨーロッパ大陸諸国では、鉱区所有が土地所有と分離され、鉱山地代の負担なしで鉱業資本が¹⁾鉱山を開発できるようにされた。

日本の鉱区所有も、この系列に属するものであるけれども、日本の鉱業法、鉱業制度の範となったスペイン、プロイセンとも異なる特質をもっている。以下、本節では、鉱区所有と土地所有との関係につき、日本の鉱業法、鉱業制度の歴史的変遷に則して検討することとしたい。

1) 石村善助『鉱業権の研究』勁草書房、1960年、第一編第一章参照。本書は、日本の鉱業法制に関する、これまでの唯一といってよい体系的研究である。

② 日本坑法の「鉱山王有制」

明治維新以降の鉱業法制は、大きくみて、「鉱山心得」(明治五年)、「日本坑法」(明治六年)、「鉱業条例」(明治二十五年)、「鉱業法」(明治三十八年)

と変遷をとげる。そのうち、その後の鉱業法制の基礎をつくったものは「鉱業条例」である。そこで本節では「鉱業条例」を中心にくわしく検討したい。

明治新政府は明治二年二月、行政官布告一七七号を出し、全国の鉱山に対する新政府の王有権と、未採掘鉱物の採掘をすべての人に解放するいわゆる鉱業自由の原則を宣言した。²⁾ つづく明治五年、政府は「鉱山心得」を出した。すなわち「此礦物ナルモノ都テ政府ノ所有トス故ニ独リ政府ノミ之ヲ開採スル分義アリ」、「礦物ハ……政府ノ所有物ニシテ地主ノ私有ニ非ス」³⁾とし、鉱物の所有権を土地所有権から分離した。翌明治六年に出された「日本坑法」もこれをひきついで、鉱物の所有権を土地所有権から分離した。そしてこれを政府の所有となし、一般私人は政府から坑区を借区して開坑するという規定をとった。⁴⁾

以上の原理は「絶対主義的鉱山王有制」という性格をもっている。なぜなら、①外国人を排除している、②貨幣制度、輸出産業との関係で重要な意味をもつ官業鉱山は「日本坑法」の規定外である、③民間鉱山は、政府から十五年間の期限で借区をする（江戸時代の請山の形式をひきつぐ）、④政府は民間鉱山を任意に官収できる、政府は民間鉱山に広く干渉介入できる、などの特徴をもっていたからである。⁵⁾ と同時に、「鉱山王有制」によって「官収」された鉱山は、経営破綻がその契機になったものが多い点、また新興鉱業資本（その多くは、維新政府官僚と結びついた士族、富商層）が、鉱山開発に進出することを容易にするために、鉱物を一旦土地所有から分離して政府所有としたという点など、資本保護的性格をもっている。⁶⁾ しかし、土地所有との関係で、鉱業資本にとって不十分な規定であった。

2) 石村善助、前掲書、51 ページ。

3) 『太政類典』第二編第百十八巻、明治五年三月二十七日、国立公文書館所蔵、以下同様。

4) 十五年の年限で国から借りる日本坑法の「借区」概念と、その制限がない鉱業条例の「鉱区」概念とは根本的に異なるものである。この点、隅谷三喜男、前掲書、234-237 ページに混乱がみられる。佐々木享「わが国の初期鉱業労働保護立法について」専修大学『社会科学年報』第5号、1971年、237 ページ参照。

- 5) 石村善助, 前掲書, 110-111 ページ。隅谷三喜男, 前掲書, 第一部第二章参照。
- 6) 井上洋「維新政権成立の過程と鉱山政策の展開」, 広島大学『社会経済研究』創刊号, 1976 年, 61-62 ページ, 石村善助, 前掲書, 140-141 ページ。

③ 日本坑法の問題点

のちに「鉱業条例」を起案した, 農商務省第二代鉱山局長, 和田維四郎⁷⁾は, その著『坑法論』で, 「日本坑法」の問題点として「鉱業人ノ権利鞏固ナラサル」, 「鉱業上必要ノ土地ニ対スル鉱業人ト地主トノ権利義務ノ規定十分ナラサルカ為メ其處理上紛雜ヲ生スルコト⁷⁾」とのべている。土地所有との関係で一番問題は, 開坑にあたっての「地主の承認」の件であった。日本坑法第五款は「試掘ヲ行フ為ニ必要ノ地面他人ニ属セハ其償金ヲ対談処分スベシ」と規定していた。そして工部省布達第十八号(明治九年十月十九日)の「試掘并借区願書雛形⁸⁾」中の「地元へ及示談⁸⁾」という部分が, 一般に「地主の承認」とみられていた。和田によれば, これは「地主トノ間ヲ調和親睦センメ」, 「地方統治上ノ便宜」のためであるという。しかし, 實際上, 当時においては鉱業人に対して, 地主が相対的に社会上の優位を保っていたためであった。

- 7) 和田維四郎『坑法論』博文館, 明治二十三年八月, 98, 99 ページ。
- 8) 『太政類典』第二編第百十八卷, 明治九年十月十九日。
- 9) 和田維四郎, 前掲書, 106 ページ。

④ 鉱業条例の制定

そのため, 鉱業人に対する地主の相対的優位をなくし, むしろこれを逆転させ, 「鉱業人ノ権利鞏固」たらしめること, このことが鉱業法制において定められねばならなかった。「日本坑法」改正の作業は, 官業払下げが開始された明治十八年に手がけられたところからみても, 民間鉱業の保護・育成にその改正の大目的があったことがわかる¹⁰⁾。そこで, 「鉱業条例」の草案, 説明書などを検討して, 「地主に対する鉱業人の相対的優位」の内容をみていくことにしよう。

a. 未採掘鉱物国有的原則

鉱業条例草案第一条、本条例第二条は「未採掘鉱物国有」の原則を定めた。その理由は「地主ノ為メ礦業ヲ妨害セラルルノ弊ヲ防キ其ノ発達ヲ保護スルノ主意ニ在ラサルナシ」¹¹⁾であった。「未採掘鉱物国有の原則」すなわち土地所有と鉱区所有との分離の目的が、「地主ノ妨害」を排して、「鉱業ノ発達ヲ保護」するところにあることが示されている。

b. 試掘に関する地主の特権の廃止

日本坑法第五款第二項は「地主ニシテ自ラ試掘ヲ企ル者ハ衆ニ超テ許可ヲ得ヘキ分義アリトス」と規定していたけれども、これが廃止された。その理由は「鑛床ハ通常数多ノ地主ノ地ニ連亘スルコト多キヲ以テ斯クノ如キ特権ヲ地主ニ附與スルトキハ種々ノ弊害ヲ醸生スルノ恐レアルカ故」¹²⁾であった。

c. 鉱害賠償規定の削除

日本坑法は第五章第二十三款で「総テ坑区ヨリ隣区ニ患害損傷ヲ被ラシムルトキハ之ヲ償フベシ」¹³⁾と鉱害賠償を規定していた。鉱業条例草案第三十五条はそれをうけて、「試掘人及鑛業人其ノ試掘又ハ鑛業ヲ為スニ当リ他人ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ賠償ノ責ニ任スベシ」とした。これは鉱業条例の母法であるプロイセン法が規定していたところである。しかし、この規定は法制局の修正案で削除され¹⁴⁾、鉱業資本の負担を大きく軽減した。これが鉱害の激化を生み出す法的根拠となったのである¹⁵⁾。

鉱害に関して、鉱業条例草案第十三条、本条例第十九条は農商務大臣が「公益ヲ害スト認」めたときに、「出願ヲ許可セズ」「取消ス」とされた。これは当局が「鑛業ヨリ生スル所ノ利益ト其ノ損害トヲ対照シ其ノ因テ生スル所ノ利益ヨリモ因テ生スル所ノ損害ノ大ナルトキハ採掘ノ許可ヲ與ヘス」¹⁶⁾というもので、当局が鉱害を調査し、「利益」と「損害」を判断するものであった。時あたかも、足尾鉱毒事件がもえあがろうとしていた折に、鉱山それ自体ではなく、政府当局が事件の矢おもてに立つことになるのである。

d. 土地の使用

鉱業条例第四章「土地使用」は、鉱業と土地所有の利害の調整にあてられている。その原理は「一方ニ於テハ鑛業ヲ保護シ一方ニ於テハ土地ノ所有主又

ハ使用者ヲシテ迷惑ナカラシメンコトヲ期ス¹⁷⁾」と、「鉱業保護」を第一とし、あわせて土地所有者に「迷惑」をかけないというものであった。

日本坑法は土地使用について、第五章第二十二款でつぎのように規定していた。

「凡借區人ハ區上ニ於テ蔵庫詰所作事場洗礦所鑛鑛所通路等其地坑業ニ必要ナル地面ハ地主タル者ニ豫メ償金ヲ弁スヘシ若シ異論決セスンハ鑛山寮或ハ地方官ニテ正価ヲ裁決シ其地ヲ買取ヘシ」

ところがこの規定は、會計法と矛盾するものであり、農商務省から明治二十三年六月十九日に日本坑法改正案が出され、第二十二款についてはつぎのような改正案が出された。

「試掘又ハ借區ヲ出願スル為メ他人ノ土地ヲ測量スルコトヲ必要トスルトキハ其ノ土地ノ所有者又ハ關係人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ測量ノ為ニ損害ヲ生シタルトキハ其ノ測量ヲ請求シタル者ニ於テ之ヲ賠償スヘシ

左ノ場合ニ於テ坑業上他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ必要トシ坑業人其ノ貸渡ヲ請求シタルトキハ其ノ土地ノ所有者又ハ使用者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

一、坑口ヲ開穿スル為メ

一、坑物及土石ノ堆積場ヲ設置スル為メ

一、坑道、道路、鉄道、馬車鉄道、運河、溝渠及溜池ヲ開設スル為メ

一、坑業上必要ノ製鍊場及建物ヲ建設スル為メ

土地借受人ハ貸渡ヲ受ケタル土地ニ對シ其ノ土地貸渡人ニ相當ノ借地料ヲ払フヘシ

土地ノ測量若クハ貸渡ノ協議整ハサルトキハ農商務大臣之ヲ裁決ス可¹⁸⁾シ」

この改正案は、まず土地所有者が試掘・貸渡を「拒ムコトヲ得ス」と規定し、その後で賠償を規定した。そして最後に農商務大臣の裁決にふれているもので、鉱業人を主体として考えられている。

この案の後段第二項に対して、審議過程で司法大臣からつぎのような異論

が出され、その修正案が通った。

「原案第五章第二十二第二項ノ規定ハ坑業人ニ便益ヲ与フルニ相違ナシト雖モ土地ノ所有者及關係人ノ迷惑ヲ来スヤ蓋シ疑フヘカラス依テ左ノ通修正相成タシ

左ノ場合ニ於テ試掘人又ハ借區人坑業上他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ必要トスルトキハ其土地ノ所有者又ハ關係人ト協議シ其承諾ヲ受ク可シ若シ協議諧ハサルトキハ農商務大臣ニ裁定ヲ請フ可シ

一、坑口ヲ開穿スル為

一、坑物及土石ノ堆積場ヲ設置スル為

一、坑道、道路、鉄道馬車、鉄道、運河、溝渠及溜池ヲ開設スル為

一、坑業上必要ノ製鍊場及建物ヲ建設スル為

前項ノ場合ニ於テ農商務大臣裁定シタルトキハ其土地ノ所有者又ハ關係人ハ其貸渡ヲ拒ムコトヲ得ス

又右ノ如ク本項ヲ修正スルトキハ末項『土地ノ貸借ニ関シ云々』ハ削除スルヲ可トス²⁰⁾

以上の修正案は、まず双方の「協議・承諾」を規定し、つぎに「農商務大臣ニ裁定」をあおぎ、最後に「貸渡ヲ拒ムコトヲ得ス」というもので、土地所有者の「迷惑」を考慮したものであった。そしてこの修正案が、日本坑法改正として頒布されたのである。²¹⁾

ところが、鉱業条例においては、第四十七条、第四十八条で、まず「所轄鑛山監督署ノ認可ヲ受」け、それによって土地所有者は「拒ムコトヲ得ス」とされた。その賠償については、別条でくわしく規定されるようになった。

「第四十七条 試掘又ハ採掘ヲ出願スル為他人ノ土地ヲ測量スルコトヲ必要トスルトキハ所轄鑛山監督署ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ土地ノ所有者又ハ關係人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ測量ノ為ニ損害ヲ生シタルトキハ其ノ測量ヲ請求シタル者ニ於テ之ヲ賠償スヘシ 測量請求者他人ノ所有地ニ入ルトキハ豫メ其ノ土地使用者ニ通知シ且測量認可證ヲ携帯スヘシ」

「第四十八条 左ノ場合ニ於テ鑛業上他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ必要トシ鑛業人其ノ貸渡ヲ請求シタルトキハ其ノ土地ノ所有者又ハ関係人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス 一坑口ヲ開穿スル為 一鉱物及土石ノ堆積場ヲ設置スル為 一坑道、道路、鉄道、馬車鉄道、運河、溝渠及溜池ヲ開設スル為 一鑛業上必要ノ製煉場及建物ヲ建設スル為」

第四十七条の第二項は、元老院が「土地所有者ノ権利ヲ重²²⁾ン」じてそう入したものである。けれども全体として政府の認可を前面に出し、その認可をうけたものについては、土地所有者が土地使用を「拒ムコトヲ得ス」ということになっている。その理由は、「若シ此ノ権利ナキトキハ他人所有地内ノ鑛物ヲ搜索スルノ道ナク国家經濟上ニ不利ニシテ鑛業ノ發達大ニ之カ為メニ障害ヲ受クヘキナリ然レトモ試掘人ハ此ノ権利ヲ得ルモ土地所有者又ハ使用者ヲシテ之カ為メ損失ヲ蒙ラシムヘカラサルカ故ニ其ノ賠償ノ方法ハ後條ニ²³⁾於テ」定めるというものであり、「鉱業ノ發達」のため土地使用を拒めないが、土地所有者の損失は賠償するというものである。

e. 税 制

鉱業条例は、鉱業税として鉱区面積に比例して支払う鉱区税と、生産量に応じて支払う鉱業税とを併用し、とくに鉱区税を軽くして鉱山開発を促進させようとした。²⁴⁾ また、日本坑法以来の試掘制度は、試掘の多発と休眠鉱区を発生させたため、のちの鉱業法において試掘についても税金がかけられるようになった。なお、石炭については、草案において外国炭との競争を考慮して、半額とされていたが、法制局の修正案で最終的には金属と同じになった。鉄は軍備上の理由で、草案段階から無税とされた。²⁵⁾ こうして、鉱業税は全体として、鉱業関係の行政経費がまかなえる程度の低額におさえられ、²⁶⁾ その鉱業税をおさめさえすれば、地中の鉱物を取得することができるようになったのである。

以上のように、地主に対する鉱業人の相対的優位は、鉱業条例における鉱区所有と土地所有の分離を示す「未採掘鉱物国有の原則」から、「試掘に関する地主の特権の廃止」、「鉱害賠償規定の削除」、「土地使用における鉱業の

保護」にいたる原理につらぬかれている。まさに鉱業条例は「地主ガ是マデ数十年來持ッテ來タ所ノ特權ヲ剝イデ仕舞フ」²⁷⁾ものであったのである。

- 10) 和田維四郎「鉱業ノ進歩」『日本鉱業会誌』第七十一号, 明治二十四年, 2, 14 ページ。
- 11) 「鉱業條例草案説明書」第一条説明, 『公文類聚』第十四編第八〇巻, 明治二十三年。石村善助, 前掲書, 163 ページ参照。
- 12) 「鉱業條例草案説明書」第四条説明, 『公文類聚』第十四編第八〇巻, 明治二十三年。石村善助, 前掲書, 166 ページ参照。
- 13) 隅谷氏は日本坑法改正での「試掘若ハ採製ノ事業公益ニ害アルトキハ農商務大臣ハ既ニ与ヘタル許可ヲ取消スコトヲ得」という規定を, 「不十分ながらはじめて鉱害問題を規定した」(隅谷三喜男, 前掲書, 286 ページ) とのべている。しかしすでに日本坑法にこの鉱害問題に対する規定があった。
- 14) 『公文類聚』第十四編第八〇巻, 明治二十三年。
- 15) 倉知三夫, 利根川治夫, 畑明郎編著『三井資本とイタイタイ病』大月書店, 1979 年, 39 ページ参照。
- 16) 「鉱業條例草案説明書」第十三条説明, 『公文類聚』第十四編第八〇巻, 明治二十三年。
- 17) 「鉱業條例草案説明書」第四章説明, 『公文類聚』第十四編第八〇巻, 明治二十三年。
- 18) 「日本坑法改正理由書」明治二十三年六月十九日, 『公文類聚』第十四編第七十九巻。
- 19) 『公文類聚』第十四編第七十九巻。明治二十三年。
- 20) 同上。
- 21) 隅谷氏は, この日本坑法改正によって, 「地主の承諾」の問題が解決されたとしている(隅谷三喜男, 前掲書, 285 ページ)。しかしこの段階では, 鉱業人と地主の「協議・承諾」がまず第一に必要なであった。この点では, 『三井資本とイタイタイ病』38-39 ページの記述も不完全であった。
- 22) 『公文類聚』第十四編第八〇巻, 明治二十三年。
- 23) 「鉱業條例草案説明書」第四十条説明, 『公文類聚』第十四編第八〇巻, 明治二十三年。
- 24) 和田維四郎「鉱業條例制定ノ理由」, 『日本鉱業会誌』第八十四号, 明治二十五年, 39-40 ページ。
- 25) 「鉱業條例草案説明書」第七章説明, 『公文類聚』第十四編第八〇巻, 明治二十三年。石村善助, 前掲書, 179 ページ参照。
- 26) 和田維四郎『帝国鑛山法』博文館, 明治二十四年八月, 134 ページ。
- 27) 田中隆三「鑛業行政ニ就テ」『日本鉱業会誌』第二百二十九号, 明治三十七年, 162

ページ, 石村善助, 前掲書, 181 ページ。

⑤ 土地収用法との関連

鉱業条例第四章「土地使用」について石村善助氏はつぎのようにのべている。

「思うに土地使用に関する規定の整備が企てられたのは、右のように日本坑法の規定が不十分で、鉱業（人）の保護に対して十分に機能しえなかった²⁸⁾ので、これをこの際改め、鉱業（人）の保護を厚くしようという意図に出たものであることはいうまでもないが、他方、明治二二年土地収用法（法律一九号）が制定され、この部門におけるわが国法の原則が鮮明にされたので、これを鉱業の分野にも採用しようとしたものであることもその理由の一としてあげなければならない。土地収用法によれば、一定の場合に特定人に土地の使用収用が容認されるが、条例の土地使用の章はこの土地収用法の原則を鉱業に準用したものである²⁹⁾」。

この石村氏の所説の後段にもとづいて、加藤幸三郎氏は、鉱業条例について「明治二十二年に始めて『土地収用法』（法律九号）が制定され、これを鉱業の分野にも採用しようとしたものである²⁹⁾」とし、「地主＝土地所有者の権利が確定ないしは強化されてゆくべきもの³⁰⁾」とのべている。

だがしかし、明治二十二年に制定された土地収用法は、明治八年の公用土地買上規則の改正であり、元来、公用のための土地買上³¹⁾にあった。土地収用法の目的は「公共ノ利益ノ為メノ工事」を行なううえで「損失ヲ補償」して、土地を収用、使用することができるというものであった。そして「土地ノ使用」を三年内に限り、目的を国防、学校、病院、鉄道、電信、河川、防火などの五つの種類に限定していた³²⁾。したがって、土地収用法は日本坑法、鉱業条例とは、もともと別の沿革、目的、趣旨をもっていたのであって、それはそれぞれの条項を内容にわたって検討すれば明らかなことである。しかも、以上のことは、和田維四郎が「鉱業上必要ナル土地ノ収用法ト土地収用法トハ全ク其趣旨ヲ異ニスルモノナリ³³⁾」とのべ、くわしくその理由を説明し

ているところである。

これに関連して、加藤幸三郎氏は、明治「二十三年は地主制の体制的確立時点」、「とするならば、土地所有者＝地主の地位はむしろ国家権力によって強化されてゆくものと考えなければならない³⁴⁾」としている。しかし加藤氏自身このことの積極的論証はなんらなされていない。鉱業条例における「土地台帳³⁵⁾」や「供託所³⁶⁾」の規定は、「地主の地位強化」としては論拠薄弱である。むしろこの問題は、和田維四郎が「鉱業ノ如キハ多クハ山間僻地ニアリテ鉱業ノ為メ却テ土地ノ繁栄ヲ来ス³⁶⁾」とのべている点に注目すべきである。つまり、鉱業と土地所有者との関係は、鉱業が山間僻地にあるので、鉱業によってかえって土地が繁栄する関係で、全国的にみて農業土地所有者（地主）からいえば部分的な問題であり、いうところの明治前期における地主制の確立という問題とは矛盾しないのである。

しかし、鉱害問題という形態で、その矛盾の一つが発現していくことになるのである。すなわち、貨幣制度の基礎、輸出・外貨獲得源、軍事（工業）の原燃料としての金属・石炭産業は、日本資本主義の重要な支柱をなしたがゆえに保護・育成され、そのために鉱業人の権利が土地所有者に優位にたたされた。しかし同時に、日本資本主義は農業における地主制をもう一つの支柱としていた。鉱害（鉱毒水、煙害など）による農業生産力の破壊は、地主制の物質的基礎の破壊であり、地主—小作関係の動揺をもたらす。その意味において、戦前の鉱害問題は、戦前日本資本主義の、重要な支柱のあいだにおける矛盾であり、それは鉱業の優位のもとで地主に「補償³⁷⁾」を行ないつつ、小作人に犠牲を転嫁しながら「解決」されていくのである。

28) 石村善助, 前掲書, 172 ページ。

29) 加藤幸三郎「鉱業条例の制定をめぐって」『三井金属修史論叢』第5号, 1971年, 79ページ。

30) 同上, 76 ページ。

31) 市村光恵「土地収用制度の沿革」, 『京都法学会雑誌』第九巻第十一号, 1914年。

32) 『公文類聚』第十三編五〇巻, 明治二十二年。國宗正義「憲法以前の土地の所有と収用について」, 国立国会図書館『レファレンス』第298号, 1975年, 同「憲法前後

の土地の収用について」、『レファレンス』第308号、1979年、のちに同『土地法立法原理』青林書院新社、1980年、所収参照。

33) 和田維四郎『坑法論』81ページ。

34) 加藤幸三郎、前掲論文、76ページ。

35) 同上、84ページ。

36) 和田維四郎『坑法論』83ページ。

37) 吉田文和・利根川治夫「鉱害賠償規定の成立過程」、北海道大学『経済学研究』第28巻第3号、1978年参照。

⑥ 鉱業界と鉱業条例

成立した鉱業条例は、必ずしも鉱業界の要求をすべてとりいれたというものではなかった。鉱業条例改正案が国会議員から出されるにおよんで、明治二十五年九月にひらかれた、鉱業界の意見をきくための鉱業諮問会では、①鉱害関係の負担軽減（第十九条、第四十八条）、②政府の干渉排除（第二十条・施業案は不要、第四十条・鉱区面積の制限不要）、③鉱区税のみの負担（第七十三条）などの要求が出されている。³⁸⁾このような業界に対する政府官僚の規制への反撥、負担軽減の要求を背景として、第三回帝国議会衆議院（明治二十五年五月）では、鉱業条例施行期限法律案が中村彌六議員を中心として提出された。その法律案は衆議院で通過し、貴族院で否決された。鉱業条例への批判点は、①鉱山監督署は国費の無駄で不要、②試掘制度の弊害、③政府の過度の干渉（施業案、鉱業警察）、④課税の不公平、⑤最大限面積の制限は不要、⁴⁰⁾などであった。

石村善助氏は鉱業条例反対の運動について、「いわば政府反対派の反政府運動の一環として企てられた疑の濃いもの⁴¹⁾」としている。けれどもさきの中村彌六議員自身がのちの北海道歌志内炭礦の経営者であり、⁴²⁾鉱業界の意見を代弁する面をもっていたのである。これに対する農商務省側の反論は、①鉱山監督署の必要性が強調され、②試掘制は日本坑法をひきついでいること、③鉱業条例の方が日本坑法よりも干渉が少ないこと、④課税法は、鉱業税と鉱区税の二種類となり、日本坑法よりも衡平となること、⁴³⁾などがのべられている。鉱業の保護、育成という方向では一致しつつも、政府の干渉の仕方、

業界の負担の程度において、政府側と鉱業界側の意見がくいちがっていたのである。

38) 「鉱業諮問会の顛末」, 『日本鉱業会誌』第九十二号, 明治二十五年。

39) 原嘉道「鉱業條例の施行前後」, 『石炭時報』昭和三年, 一・二月号。

40) 『第三回帝國議會衆議院議事速記録第七号』明治二十五年五月十四日, 2—3ページ

41) 石村善助, 前掲書, 187 ページ。

42) 北海道石炭鉱業会『北海道鉱業誌』1924年, 201 ページ。

43) 農商務省『鉱業條例実施延期ニ同意セサル理由』明治二十五年五月十五日印刷。

⑦ 小 括

日本における鉱区所有と土地所有の分離は鉱業条例において最終的に確定された。それは「地主ノ妨害」を排して、「鉱業ノ発達ヲ保護」する「未採掘鉱物国有の原則」, 「試掘に関する地主の特権の廃止」, 「鉱害賠償規定の削除」, 「土地使用における鉱業の保護」など、わが国独自の原理に示されている。

これによって、低額の鉱業税さえおさめれば、鉱業資本は地中の鉱物を取得することができるようになり、また地主に対する鉱業資本の相対的優位は法的に確定した。低額の鉱業税支払いと、地主に対する諸義務の軽減化の一方で、鉱業資本は鉱山地代をそのまま取得できるようになった。こうして保護、育成された鉱業は、他方において鉱害問題という矛盾をひきおこしたけれども、この矢おもてには、鉱業資本自体ではなく、政府が立たされることになったのである。